

## 第 446 回佐賀地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和 6 年 9 月 5 日（水） 09：56～11：50
  
- 2 場所 佐賀第 2 合同庁舎 5 階 共用大会議室 1
  
- 3 出席者  
公益代表：甲斐委員（会長）、安永委員（会長代理）、安德委員、早川委員、松本委員  
労働者代表：岩井委員、東島委員、松尾委員、諸富委員、山口委員  
使用者代表：西岡委員、八谷委員、浜村委員、平野委員、福母委員  
事務局：城労働局長、恒吉労働基準部長、北村賃金室長、岩竹室長補佐、伊東賃金調査員
  
- 4 議題  
（1）佐賀地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申し出について  
（2）佐賀県特定最低賃金の改正の必要性の有無について  
（3）その他

### **岩竹室長補佐**

審議に入ります前に事務局から御報告いたします。本日は最低賃金審議会の最低賃金審議会令第5条第2項に規定されている定足数の10名に達していることを御報告いたします。また、傍聴者として、佐賀労働局インターシップに参加している学生3名が参加していることを報告いたします。それでは、会長、議事の進行をお願いいたします。

### **○甲斐会長**

ただ今から、第446回佐賀地方最低賃金審議会を開催します。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。それでは、議事次第の(1)佐賀地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出についてです。事務局から説明をお願いいたします。

### **○北村賃金室長**

お手元の資料の赤のインデックスで異議と書いてあるところに、提出されました異議申出書を付けております。本年度は2件ありまして、ビルメンテナンス協会と佐賀県労働組合総連合の2団体から提出がなされております。受付順にビルメンテナンス協会の異議申出書から朗読させていただきます。

(ビルメンテナンス協会異議申出書朗読)

続きまして、佐賀県労働組合総連合の異議申出書を読み上げさせていただきます。

(佐賀県労働組合総連合異議申出書朗読)

### **岩竹室長補佐**

それでは、局長から会長へ諮問文をお渡しさせていただきます。

(諮問文手交)

### **○甲斐会長**

ただ今、局長から本審議会に最低賃金審議会の意見に関する異議の申出についての諮問がございました。

これより異議の申出の内容について、調査審議をしたいと思います。

2件の異議申出書が出ています。内容については、朗読をしていただきましたので、皆様、御理解いただいたと思います。この2件について、内容を踏まえた上で、この審議会が結審した金額についてどうするかということを検討したいと思います。

例年どおりですが、まずは、異議の申出に対して労働者側の御意見を伺いたいのですがいかがですか。

### **○松尾委員**

今回、2件の異議申し立てがありました。

ひとつは、上げ幅が非常に大きいということ、もうひとつは、上げ幅が少ないという両極端の意見でした。

二つの異議申し立てのうち、上げ幅が大きいというビルメンテナンスの異議については、答申書において国や県に対して様々な支援の強化などの要望を附帯として申し添えておりますし、しっかりと審議会の中で審議をしてきたということを踏まえれば、今回の956円という最低賃金の内容は、変わるものではないと思っております。

もうひとつが、上げ幅が少ないということについてですが、今回の最低賃金956円、労働者側として100%満足がいく結果ではありません。この申出内容について、一定の理解はできるところではありますが、公労使の3者で真摯に論議をした結果でもありますし、最低賃金の決定要素である労働者の生計費、賃金、それと通常の事業の支払能力、この3つの要素を審議した上での結果だと思っておりますので、労働者側としては、今回の異議申し立てに関して、審議会の内容について変わるものではないと考えています。

#### ○甲斐会長

はい、ありがとうございました。それでは、使用者側はいかがですか。

#### ○福母委員

ビルメンテナンス協会という団体名は、初めて見るような気がします。

そこで、2、3点事務局にお尋ねをしたいのですが、まずこの異議の申出書の最初に書いてある最低賃金の引上げ幅の縮小については様々書いてあるような気がしますが、「価格転嫁がしやすい環境の整備」という点は、深く書いていないところもあるように思います。これについて、ビルメンテナンス協会からヒアリング等されていますか。

#### 岩竹室長補佐

「価格転嫁がしやすい環境の整備」の内容につきましては、詳しくヒアリングをしておりません。

#### ○福母委員

諮問文にあるとおり、「調査をする」ということなので、書かれている文について、私どもは正確に把握する義務があるかと思ひまして、それでお尋ねをしているところです。

文書を出されて受け付けた後、「この内容については、どういう意味ですか」とか、例えば「コストの増加によって利益率が低下するとありますが、基本的にビルメンテナンスの利益率がどの程度ですか」等、調査をされていたら教えていただこうと思つての質問でした。私も業界にはあまり詳しくないので、皆様、御存知であればお聞きしたいと思ひます。

#### ○北村賃金室長

受け付けた後、特にその内容については相手方に確認をとっておらず、調査が不足していたと思ひます。

## ○福母委員

内容について調査審議をするということですが、委員側は今日、初めてこれを見たので、詳しい内容について事務局が御存知であれば教えていただきたいということです。

事務局としては、事前に汗をかいておかないといけない部分はあるかと思います。

事前に委員側に異議申出書を送っていただいているのであれば、こちらで調べたりできるのですが、使用者側の立場の異議申出書なので、その点、もう少し努力をしていただきたいなという気はいたします。

つまり、出された内容について事務局としては細かくは把握されていないということで、出された方からすると、まるで軽く扱われているような感じがするのではと思います。5回も専門部会を開き丁寧な審議したからいいでしょうというわけではなく、このような業界の御意見というのも重く受け止めて、一応、細かく検討する必要はあると思います。

## 岩竹室長補佐

先ほど福母委員がおっしゃられたような細かいヒアリングはできておりませんが、佐賀県ビルメンテナンス協会の申出書が提出され、受付した際に私が少しですがお聞きしたことがありますのでお伝えします。

内容といたしましては、会員の企業数は27社です。

県や市の庁舎の清掃等の委託契約については、県は2年契約、市は3年契約です。契約期間の途中で大幅に最低賃金額が引上げられた際、県や市に契約金額の引上げを要請しても予算が決まっているから増額を断られる場合が多いとのこと。また、県や市との入札金額については、予定価格に対する最低制限額を市は90%までとしているが、県は66%までで、落札金額が低い場合は佐賀県最低賃金を反映してないこともあるということです。

佐賀県労働組合総連合につきましては、昨日提出されたものですから、内容については詳しく確認ができてない状況でございます。

## ○福母委員

佐賀県労働組合総連合はほぼ毎年提出されているので、言いたいことは分かります。

ビルメンテナンス協会の申出内容についてですが、27社の組合企業数があって、県は2年契約、市は3年契約で、最低賃金が上がっても、契約期間の途中で増額してくださいと県や市にビルメンテナンス業者が要求しても、予算が決まっているから上げられないという話なのですか。

## 岩竹室長補佐

来られた方はそうおっしゃっていましたが、実際、根拠となる資料の確認までできていないところです。

## ○福母委員

それは県とか市とか自治体の場合なのですか。民間企業なのですか。

最低賃金の改定は基本的に 10 月ですよね。受託者は「人件費を含めてコストアップするので、当初の委託の契約から増額してくれ」という話で、委託者は「それはできません、財政的に厳しいです」という話の流れからすると、県や市の自治体のように聞こえたのですが、そうなのですか。

**岩竹室長補佐**  
そうです。

**城労働局長**

ひとつ申し上げたいと思うのですが、冒頭の苦言をいただいた点については、事務局において、改善させていただこうと考えております。貴重な御意見ありがとうございます。

今の御質問の、最低賃金の引上げ分が委託料に考慮されているのかと、自治体か否かについての御質問についてですが、まず通常、国や県、市などの自治体は、このような調達を行う場合には、国は当然ながら最低賃金の引上げというのを考慮に入れた額で調達をしていただいていると思っております。その旨の要請を、毎年国から地方自治体に対して、お願いをさせていただいていると思っております。

例えば、建設関係については、公的機関に対しては、発注者会議や文書で労務単価に反映するようお願いをしております。

民間については、使用者団体を通してのお願いということになりますから、その辺については若干、不十分な点もあるかと思っておりますので、最低賃金の金額の周知とともに、効率的な周知を行ってまいりたいと思っております。中には単年ごとの契約もあると思っておりますので、そのことも考慮に入れて周知を行っていかないといけないのかなと思っております。

**○福母委員**

つまり国は、最低賃金の引上げに伴う増額分は考慮されておられるということですか。

**城労働局長**

おっしゃるとおりです。そのように行っておりますし、近年、最低賃金の改定額が大きくなっていますので、当然その分を考慮した契約を行うようにと国から、周知をさせていただいております。

**○福母委員**

県とか市、民間企業へは、強制的ではなく、お願いという姿勢ですか。

**城労働局長**

発注価格に入れるという面では、強制的にできないので、お願いでございます。

**○福母委員**

県は最低賃金を上げてください、という意見書を審議会に出された一方、最低賃金

が上がったが委託料の増額については「予算がないから増額できないよ」ということであれば、それは矛盾していると感じました。

#### **城労働局長**

それはそのとおりだと思います。

途中で最低賃金の金額が大幅に引き上げられることによって、受注者が非常に窮地に陥るということはあってはならない話です。公共工事においても、契約変更は認められるべきと理解しております。

先ほどの話に戻りますが、最低賃金の周知や契約価格への転嫁を含めて労働局において周知できる分についてはお願いしていかないといけないと思っております。

#### **○福母委員**

最後に、雇用の下支えを行ってきた業界ですと記載があるのですが、実際、県内のビルメンテナンス業界が占める労働者の割合はどれくらいですか。

#### **岩竹室長補佐**

すぐに回答は出来かねますので、またの機会に御回答をできればと思っております。

#### **○福母委員**

最初に私が言ったのは、価格転嫁がしやすい環境の整備については特段異議申出書に書いてないと感じて、少し違和感があったのでお尋ねしました。先ほどの岩竹室長補佐のお話では、自治体も契約金についての改定についてはあまり積極的ではなさそうな気がして、疑った見方をしたところでありましたが理解できました。

次回以降、この申出書については、審議の直前に出されるとヒアリングが難しいと思いますが、一応できる限り、事務局としても数字等、分かりそうなものがあればしっかりとヒアリングをしていただきたいと思います。

#### **○甲斐会長**

契約の問題等、新たに具体的な事例が出て来たので、今後はそのようなところも調べて御説明していただければと思います。

#### **城労働局長**

承知いたしました。

受託者にとっては契約の問題が非常に大きいと思いますし、最低賃金の引上げは、各業界へ影響を及ぼしますので、しっかりと最低賃金額を加味した契約を行うこと、それを満たさない契約であればそれを改定すること、というようなお願いをどの程度行えるのか、または行うかなど、検討させていただきたいと思います。

#### **○甲斐会長**

答申文の中には価格転嫁しやすい環境の整備をお願いしますと記載しましたので、それはひとつの大きな取組に当たるのではないかと思います。県も国もそういった配慮をするようにということも含まれております。

## 城労働局長

私どももそのように理解しております。

## ○福母委員

そのように私も理解しております。

ただ、繰り返しますが、異議申立書が出されたけど、「代表委員は一生懸命やったから、この意見は採用しない」と済ませるのではなく、やはり丁寧に、内容について立場上、調査をしていこうという話です。

## ○甲斐会長

契約単位は1年、2年、3年などそれぞれですが、最低賃金が上がった分はどのように金額に反映されるのかというのは、非常に私達も考えるきっかけをいただいたと思います。福母委員、御指摘いただいたきありがとうございます。それも含めて、環境整備が必要であると思います。

## ○松尾委員

先ほどの契約関係ですが、自治体の契約と民間の契約とどれぐらいの比率なのか分からないですが、私達も県等に対して、意見交換や政策、制度の要求について交渉等を行います。

その際には、県も場合によって発注者の立場になりますので、どのように価格転嫁に向けて行っていくのかということに対して、しっかりと問わなければいけないと思っています。

申出書の意見については、労働局は労働局で対応されると思いますが、私たち労働者側も受け止めながら、労働者の立場として県に対してしっかりと意見を申し上げていきたいと思っています。

## ○甲斐会長

それぞれの御立場で発信や行動できる機会に動いていただければと思います。

それで、もう一度確認をさせていただきたいのですが、使用者側の皆様としましては、答申文につきまして異議申出書について御指摘を様々いただき、中身を深めることができたと思うのですが、どのように取扱うかという御意見をいただければと思います。

## ○西岡委員

去年に続き今年度においても、最低賃金の引上げ額が大きく、過去最大の流れであると思っておりましたが、やはり使用者側や企業からもこのような異議が出て来るということは非常に金額の引上げに対する危機感が強いと改めて感じました。

徳島県のような目安額を大きく超えた事例もございますが、一方で、審議会自体の在り方も問われていると思います。私は、松尾委員が言われたように真摯な審議をさせていただいたと思っています。

課題としては、やはり地方の審議会を今後どのように審議していくのか、先ほどの

議論でもあったように引上げの影響をどのように捉えていくのか、これは事務局含めて考えていかなければならない大きな課題とっております。その辺りは取り残すことなく、また、この審議会や事務局で検討していかなければならないことだと思っております。

先ほどの議論もあり、真摯に審議をさせていただきましたので、今回の異議申出書が出たことで、これまでの審議の内容が変わるものではないと思っております。

**○甲斐会長**

使用者側の皆様、今の西岡委員の御意見でよろしいでしょうか。

(意見等なし)

**○甲斐会長**

本日の審議においては、異議申出書が2件提出され、その内容について、調査における課題も明確になり、来年からは詳しく説明していただく必要性も出てきたと思います。改善すべきところは改善していくということで進めていきたいと思っております。

8月20日付けの答申につきましては労使双方の御意見をいただきまして、審議会として様々な事情を踏まえて議論を尽くした結果であるものと考えております。

異議につきましても労働者側、使用者側ともに申出の趣旨にも配慮した審議をしていただきましたが最終的な意見を踏まえまして、今回、答申を見直す必要性については「ない」として、答申どおりに決定することが適当であると思っておりますがよろしいですか。

(異議なし)

**○甲斐会長**

ありがとうございます。それでは、事務局で答申文の案を準備して配付してください。

(答申文(案)の配付)

**○甲斐会長**

それでは、朗読をお願いいたします。

**○北村賃金室長**

それでは答申文(案)を朗読させていただきます。

(答申文(案)朗読)

**○甲斐会長**

ありがとうございます。

ただ今の答申文の案のとおりですが、御異存ありませんか。

(異議なし)

**○甲斐会長**

それでは異議がないようですので、答申文の案を削除していただき、当審議会の意見として、佐賀労働局長へ答申したいと思えます。

(答申文を手交)

**○甲斐会長**

それでは、今後の手続等について説明をお願いします。

**○北村賃金室長**

本日、午後2時までに官報公示文を本省に送付し、到着した本日が官報持ち込み日となり、それから7営業日を経過した日が官報公示日となります。官報公示日は9月17日です。30日経過後の10月17日が発効日となる予定です。

**○甲斐会長**

皆様の御協力をもって答申をさせていただき、今、説明のあった手順で進んでいくこととなります。ありがとうございました。

それでは、次に議事次第の(2)佐賀県特定最低賃金の改正の必要性の有無について事務局から説明をお願いいたします。

**○北村賃金室長**

事務局から御説明させていただきます。

特定最低賃金の改正申出につきまして、7月12日付けで陶磁器・同関連製品製造業、7月25日付けで、電気機械器具製造業関係及び一般機械器具製造業関係の特定最低賃金改正の申出が提出されております。この3件の申出につきましては審査を行い、受理いたしましたので、御報告いたしますとともに、3件の最低賃金の改正決定の必要性の有無について、佐賀労働局長から本審議会へ諮問させていただきます。

局長から会長へ諮問文をお渡しさせていただきます。

(諮問文を手交)

**○甲斐会長**

ただ今、局長から本審議会に一般機械器具製造業関係、電気機械器具製造業関係及び陶磁器・同関連製品製造業にかかる特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問がございました。これより必要性の有無について調査審議を行いたいと思えます。

それでは、調査審議に移ります。まず、産業ごとに改正申出の主旨について労働者代表委員から説明をしていただいた後、事務局から関係資料の説明をお願いします。それでは、まず、一般機械器具製造業関係について労働者代表委員から改正決定の申

出の主旨説明をお願いします。

### ○岩井委員

一般機械器具製造業につきまして、最低賃金改正の申出について御説明をさせていただきます。

申出の内容につきましては、1ページを御参照ください。

適用地域については佐賀県全域、適用業種につきましては記載のとおりです。適用労働者数につきまして4,700人に対し、適用事業所数155、申出労働者数が1,804人、割合は38.38%となっております。

申出の理由につきましては、ひとつは「申出産業における事業の公正競争を確保する観点から当該最低賃金の適用を受けるべき労働者のおおむね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである」、もうひとつは「一般機械器具製造業の労働者は、機械金属工業のあらゆる業種に対応する技術・技能を有しており、将来における佐賀県機械工業発展のために人材確保の面からも最低賃金の改正は必要である」となっております。以降については、申出労働者数の詳細です。適宜、御参照いただければと思います。

併せて、労働者側で「公正競争を確保する観点から」と記載しましたが、今回の審議会の中でもよく出ておりました価格転嫁をしっかりと進めるという観点におきましても、一般機械器具製造業に所属する企業の多くは小規模ですが、国内のみならず海外からもその製品に対し高い評価を受けている中小企業が多くございます。そちらで働く従業員の多くは高い技術を持っており、その方々が持っておられる技術・技能とともに、県外への流出していることが散見されております。

それらを防ぐことを踏まえ、労働組合がある企業におきましては、価格転嫁の推進に向けて労働者使用者共に議論を進めておりますが、一方で労働組合がない企業等、価格転嫁が進んでない企業が労務コストの面において事業継続性の優位性が高いという意見が、我々UAゼンセンに所属する組合の労働者使用者からも聞こえます。強く価格転嫁を進めたいが、事業の継続性という面で不安が払拭しきれず、強気の価格交渉を進められず、価格交渉をした結果、価格転嫁が進んだとはいえ労務コストの上昇に100%転嫁できている状況ではないということも伺っております。

それらをしっかりと進めるという面も踏まえて今回の申出に至りました。

### ○甲斐会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

### ○北村賃金室長

お手元の資料の1ページ目及び2ページ目に、一般機械の申出の概要をまとめております。先ほどの岩井委員のお話と重複する部分が多いですが、まず1ページ目は、一般機械器具製造業関係に関する資料です。

申出の概要にあります。業種としましては、先ほど、諮問文の中でもありましたが、ポンプ・圧縮機器・一般産業機械・装置等、これらの製造業に対しての申出でございます。

申出の内容は、適用地域が佐賀県の全域、産業分類につきましては、Eの252から

Eの269までです。これらの産業部分に対しての適用労働者数が4,700人、お手元の令和6年度の最低賃金決定要覧の中にも載っておりますので、後ほど確認していただければと思います。申出労働者数は合計1,804人です。割合は33.38%で、3分の1以上を満たしております。

申出の理由につきましては、1点目に、「申出産業における事業の公正競争を確保する観点から当該最低賃金の適用を受けるべき労働者のおおむね3分の1以上の合意をもって法定最低賃金の改正の決定を求めるものである」、2点目に「一般機械器具製造業の労働者は、機械金属工業のあらゆる業種に適応する技術や技能を有しており、将来における佐賀県機械工業発展のために人材確保の面からも最低賃金の改正は必要である」ということです。申出者としましては、先ほどの諮問文の中にもありましたが、UAゼンセンの佐賀県支部長から提出がございました。2の申出労働者の内容ですが、区分としては労使協定が4組合、労使者数が928人、機関決定が9組合、労働者数826人、個々の労働者が50人です。労使協定につきましては、中山鉄工従業員組合、戸上メタリックス労働組合、ワイビーエム労働組合、九州住電精密労働組合の協定がございまして、時間額につきましては月平均所定労働時間数で除した値を時間換算しておりますので、金額の目安としていただければと思います。

#### ○甲斐会長

ありがとうございます。

この会議の進め方ですが、まず、ただ今のように一般機械器具製造業について申出の主旨説明と事務局からの内容説明をしていただきました。それについての質問をこれからいただきますが、質問等を受け付けまして、その後、電機と陶磁器においても同様に進めます。最後に、それぞれの申出について改正決定の必要性を認めるか否かについて審議をします。そのように進めていきますので、御了解いただければと思います。

それでは、ただ今の申出の主旨の説明あるいは事務局からの提出された書類の説明につきまして、何か御意見、御質問等ございませんか。

#### ○福母委員

岩井委員からお話がありましたが、佐賀県の一般機械の最低賃金が低いことを理由として、他県に労働者が移動しているということですが、実際にそのような方にお会いになられたということですか。

#### ○岩井委員

辞めた本人とは会っていません。ただ、その方が働いていた企業の労働者と使用者とお会いする機会がありましたので、その労働者と使用者が辞めた本人から伺っている退職理由について伺ったところ、賃金が低いという理由により他県へ就職されたと聞きました。特に若年層に多いのですが、やはり県外企業の初任給の高さに惹かれて辞められたということをお聞きしました。

#### ○福母委員

そのような方は結構多いのですか。

○岩井委員

結構多いです。事業規模に対して転職する割合は高いと思います。離職者が1年間で10人以上の2桁乗るか乗らないかとかいう企業もあると聞いています。仮に全体の労働者数が3桁前半の100人以上として、退職者が10人以上と考えるとやはり多いのではと思います。

例えば200人前後の企業としても退職者が2桁の10人を超えると、割合としては5%、6%になるので、多いということです。

○福母委員

そういうことですね。地域でみると東部の鳥栖や福岡県寄りが多い感じですか。

○岩井委員

東部に限らず、西部の長崎県寄りでもそのような声は聞きます。

○福母委員

県境が多いのですか。

○岩井委員

県境も関係なく、本当に地域に関係ありません。

○甲斐会長

ほかに何かございますか。

○福母委員

事務局に質問ですが、1ページ目の見方について教えてください。

申出労働者の内容で、労使協定の下ところに備考とありますが、括弧内協定書において賃金の最低額が月額のみで表示されているものについて、月額を月平均所定労働時間数に除して時間単価を算出したものを書いてあります。括弧の意味は何ですか。

○北村賃金室長

一般機械においては関係ありません。すみません。電気機械器具製造業には該当します。

○福母委員

わかりました。

○甲斐会長

今のところですが、九州住電精密とワイビーエムの月額では九州住電精密の方が高いのですが日額と時間額の計算値は逆転しているのはなぜですか。

○北村賃金室長

その会社によって、月の所定労働日数とか所定労働時間が違うため、そのような差が生じています。

#### ○甲斐会長

審議会は時間額を検討する際に、時間額で検討しますよね。分かりました、ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

(御意見、御質問なし)

#### ○甲斐会長

それでは、電気機械器具の申出の主旨説明に移っていきたいと思います。電気機械器具製造業関係につきまして、労働者側からお願いいたします。

#### ○諸富委員

私から、電気機械器具製造業特定最低賃金の申出について説明をさせていただきます。

まず、必要性審議補足資料を1枚めくっていただき、ものづくり現場の実情という、産業別の資料をご覧ください。既に御承知のとおり、景況感が回復基調にあるという中ではありますが、ものづくりの現場では、やはり人材が不足しています。電機のみならず、全てのものづくりの現場が抱える課題であると思っています。

このような中で、地域別最低賃金や特定最低賃金の位置付けについては資料の2枚目に記載をしております。まずもって、やはり地域別最低賃金と特定最低賃金は異なるものと思っています。最も異なる大きな役割としては、地域別最低賃金は、全ての労働者の最低限の生活を保障するものであるということ、一方で特定最低賃金につきましては、産業別として賃金の優位性をしっかり示すことで人材確保、人材の定着にも繋げる背景もありながら、業務を継続的に行うという点に一定の大きな役割を持っているものと思います。

次に資料の4ページをご覧ください。電機産業の立ち位置について少し記載しております。県内における電機産業は、様々なものづくりの業態がある中で、佐賀県における従業員の割合は約20%弱です。また付加価値については、生産額や付加価値額は、それぞれ20%を超え、やはり県内の産業の中でも一定の高い比率を占めており、基幹的業界ということが言えると思っています。

また併せて、地域別最低賃金より時間給が高いということは、一定の技術を持っている付加価値や、電機産業としての特色もある一方、従業員に生産性の向上や効率化も一定求められていると思っています。

次の5ページは県内の電気の加盟組合にヒアリングした調査結果です。パート労働者に求められる必要な業務スキル等を記載しております。パート労働者であっても、一定業務に関する様々な資格を取得する必要があるとあり、併せて、社員同等の教育も受講されているという実態です。やはり、パート労働者であっても、業務を遂行する上での必要なスキル習得というものは当然のこととしながら、それに加えて製品品質の保持や労働災害の防止についても、正規雇用の社員と変わらないことを求められている

という現状にあります。

最後のページをご覧ください。そのようなことを踏まえまして、この必要性審議における労働者側としての主張を記載しております。

全部で5点あり、赤字のところ 요약した部分です。

まず1点目です。先ほども申し上げましたが、特定最低賃金は地域別最低賃金とは異なって、当該産業、電機産業の基幹的労働者の最低賃金であるということです。

2点目は同一労働同一賃金の観点からも改定の必要があると思っています。その背景にあるのは、先ほどもお示ししましたように、パート労働者であっても、一定の必要な業務スキル、教育を受講しているということも加味して、しっかりと賃金に反映すべきではないかと思っています。

それと3点目は、電機産業につきましては、付加価値額として示されているとおり、県内でも全国的にみましても、一定の主要産業と言える立ち位置であると思っています。そういった産業が、継続的に事業を継続していくためには、やはり入口のところでも魅力ある賃金を示していく必要があると思っています。

4点目は電機産業は非常に裾野が広い産業であるため、この改定が加盟組織における裾野の細かい部分まで広げていく効果があり、またその必要があると思っています。

最後の5点目についてです。今後、電機産業においては、様々な時代の流れであるデジタル化や脱炭素化等求められるものは非常に大きいものがあります。そういった中で、しっかり人材を確保していった定着を図るというような観点からも、この電機の特定最低賃金につきましてはしっかり反映をしていき、継続的な事業発展に繋げていきたいということです。

以上が今般の申出に対する組合側の主張点です。

## ○甲斐会長

それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

## ○北村賃金室長

資料の7ページに電機の申出の概要の資料を付けております。

申出の内容ですけれども、業種につきましては発電用・送電用・配電用電気機械器具、デバイス・電子回路製造業などがございます。適用地域につきましては、佐賀県の全域です。適用産業は、日本産業分類の小分類のEの281からEの303です。適用労働者数につきましては6,740人です。こちら先ほどの要覧の中に載っております。適用事業所数が63で、このうち申出労働者数は4,990人で、割合としては74.0%になります。申出の理由につきましては、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数がおおむね3分の1以上に達していることです。申出者につきましては、電機連合西九州地方協議会電機佐賀地域協議会から提出がございました。申出労働者の内容につきましては、労働協約で7組合でございます。適用労働者数が4,900人で、以下、労働組合の7組合につきましてはの内訳は、労働組合の名称等に記載のとおりでございます。このうち、SUMCO労働組合の協定は、令和5年4月1日付けの協定になっておりました。確認しましたところ、昨年度から改定がなく、協定書に改定されない場合は自動更新するとの規定があったものでした。

備考欄に先ほど、福母委員からありましたように、アスタリスクの括弧書きは、協

定書において賃金の最低額が月額のみで表示されているものにつきましては、月額を月平均所定労働時間数で除して時間額を算出したものです。時間額は1番高いところで1,199円、低いところで1,129円になります。

#### ○甲斐会長

それでは、ただ今の趣旨説明及び事務局からの資料説明につきまして、何か御意見、御質問等がありますか。

#### ○諸富委員

1件補足いたします。

資料には載せていませんが、人材確保のところ、人がなかなか集まらないという実態がございます。例えば、パートや派遣の労働者不足においては非常に厳しい状況です。

話を少し聞いていると、今、熊本県のT S M Cが非常に活況であるということで、1時間当たりの賃金が3,000円という非常に破格の条件を提示をされながら、寮をもって人を集めているといった影響もあるようで、特に派遣社員はなかなか人が集まらないところもあります。やはり県外へ向けた人の流出は一定数、影響受けているということも補足します。

#### ○福母委員

時給が3,000円ですか。

#### ○諸富委員

時給に関しては異質だと思うのが、佐賀県くらい近い隣県で、寮があるという条件であれば、平日は熊本や隣県でお仕事して、週末だけ佐賀に帰るみたいな選択もできるためか、我が社も派遣を入れているのですが、労働者が少なく人材確保の面では厳しいと聞いています。

#### ○西岡委員

先ほどのパート社員の話と、T S M C関係で、県外に流れて行かれる派遣社員の話は別の話ですか。

#### ○諸富委員

パート契約で働くよりも、T S M C関係の方が収入が多くなるので、転職する方も一定数おられると少し聞いたことがあります。

#### ○西岡委員

なんとなくイメージですが、パートというのは地域の中で、年収の壁を超えないように働いている方が割と多いという認識がありましたけど、電機産業ではそのような方は少ないのですか。

#### ○諸富委員

一定数、フルタイムのパートもおられますので、よく言われる130万以内に調整できる方ばかりではないです。

#### ○福母委員

この資料にあるとおり、特定最低賃金の適用になるのは基幹的労働者という解釈であり、電気機械産業においても同様の考え方と思います。

言い方が失礼に当たるかもしれませんが、いわゆるパートというのは歴史的に見ると補助的な業務が多かったと思います。しかし、ここで主張されていることは、基幹的労働者がメインで業務をこなしていたり、部下を指導や育成したりするイメージがありはするのですが、諸富委員の御説明のような、現場で基幹的な業務をパートが行わないとどうしても会社が動かないところが多いのです。

そのような意味で、現場の状況とすればパートだろうが正社員だろうが、生産に欠かせない、または事業活動に欠かせない人達だという捉え方をして、この議論をしないと、先ほどおっしゃったような人材確保の面でも苦労は出てくるということは同感です。

パート労働者であり基幹的労働者であるということに違和感をもってらっしゃる方もいらっしゃるかと思います。

#### ○諸富委員

ありがとうございます。

実態としては、先ほどの資料にもありましたが、実際、パート労働者といえども中に入って業務に当たっていただいているということは、当然その工程の中の必要なスキルや資格認定等を取得して初めて、作業に従事していただけるということです。それは正社員と大差なく、一定程度、重要な役割を担っていただいているということについてしっかり反映をすべきではないかと思っています。

#### ○甲斐会長

ほかに何かありますか。

(意見、質問なし)

#### ○甲斐会長

それでは、陶磁器・同関連製造業関係に移りたいと思います。労働者側から申出の主旨をお願いいたします。

#### ○山口委員

陶磁器・同関連製品を代表しまして、私から申し上げます。

日頃から、私たち陶磁器業界に対しまして、御支援御協力を賜り感謝申し上げます。

県内の陶磁器業界は、中小企業や零細企業が大半を占めており、コロナ禍による経営の落ち込みから徐々にではありますが需要は回復傾向にあります。経営者の皆様は、経営基盤の強化を図るため、新商品の開発、全国の展示会への出店、海外市場への進出、ネット販売の強化等、多様な経営政策に取り組み、懸命に努力されております。

今年も有田陶器市が開催されましたが、悪天候にも関わらず多くの焼物ファンに会場いただき、総来場者数は112万人を超えました。

また、インバウンドの増加を背景に業務用食器を中心とした需要も伸びて来ており、明るい兆しも見え始めております。

しかし、以前として、私達の産業には大きな課題が残っております。それは後継者不足、技能継承の困難さ、人手不足の深刻化です。特に、人手不足の問題は、業界全体で顕著であり、コロナ禍から需要回復にも関わらず、生産現場では労働力が不足し、生産が追い付かない状況が続いております。高齢化が進む中、若い世代の参入が進まず、技術の継承が困難になっているのも大きな問題です。

さらに、賃金水準の問題も顕在化しております。陶磁器業界の労働者の賃金は他産業と比較して低く、2023年度の全産業の求人平均賃金が月219,000円であるのに対し、窯業・土石製品製造業の求人平均賃金は、月196,000円と23,000円の差があります。この賃金の差は、私たちの生活に大きな影響を及ぼし、物価の高騰が続く中、労働者の生活がますます厳しくなっております。また、最低賃金の近傍で働く労働者も多く、物価高に対するための賃金引上げが急務であると強く感じております。

今回の56円の最低賃金引上げは、企業や事業所にとって厳しい挑戦であることは理解していますが、この物価高の時代において労働者の生活を守る姿勢を示さなければ、優秀な人材の確保がますます困難になると懸念されます。人口減少が進む中で、今後5年、10年先は更に人材確保が難しくなることが予想され、早急な対応が求められています。労務費の高騰が経営を圧迫することは承知していますが、事業の存続には労働者の確保が不可欠です。後継者育成の充実を図り、佐賀県の誇り、伝統産業である陶磁器の未来を守るため、皆様の御理解と御支援を賜り審議の場を設けさせていただきますようよろしくお願いいたします。

## ○甲斐会長

それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

## ○北村賃金室長

特定最低賃金の資料12ページ目に、陶磁器の改正申出概要を付けております。

1の申出内容ですけれども、適用地域は佐賀県の全域です。適用産業が日本産業分類の小分類のE214でございます。適用労働者数が、1,630人で、適用事業所数は、142事業所でございます。申出労働者数につきましては全部で677人、割合が41.53%になっております。申出の理由として、申出の産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者数のおおむね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるといことです。申出者は、セラミックス産業労働組合連合会西九州地方本部からありました。

2の申出労働者の内容ですが、区分としましては労使協定が2組合、機関決定が6組合、個々の労働者が111人となっております。労使協定の2組合につきましては、合計の組合員数が197人であり、右側の欄にそれぞれの組合名と人数と月額・日額・時間額を記載しております。それから、機関決定につきましては、369人ということで、臨時総会で合意を得たということでそれぞれの人数を掲載しております。個々の労働者につきましては、それぞれこの各企業の同意をされた人数111人を掲載して

おります。

#### ○甲斐会長

それでは、ただ今の申出の主旨と、それから資料につきまして、何か御意見、御質問等ありますか。

#### ○西岡委員

昨年も、陶磁器の審議の必要性については御提案をさせていただいたのですが、今、山口委員から御説明いただいた実情や背景は非常に理解しているつもりですが、有田の場合、製造者の皆様が非常に厳しいという状況があって、片や商社は、割と条件が良いところに行くというこの格差が非常に出てきているという背景は聞いています。やはりこれだけ地域の賃金が上がってかつ陶磁器の場合は地域別最低賃金にプラス1円で答申しているの、それでも果たして審議の必要があるのか否かというのは、その辺りはどうお考えなのかなと感じますがいかがですか。

#### ○山口委員

私たち、佐賀県のセラミックス連合西九州地方本部は7組合、加盟していますが、今年の春闘の結果が5.51%という高い水準で、昨年より1.67ポイント賃金率が上がっております。先ほども申しましたように陶磁器業界は中小企業・零細企業が大半であるため、小さな企業規模の事業所にも、この賃上げの結果を波及させていかなければならないという考えがあります。

#### ○西岡委員

事務局に質問ですが、最終的に特定最低賃金の専門部会を開くかどうかは、どのような基準をもって判断するのでしょうか。

#### ○北村賃金室長

本日の必要性審議で、必要性がありとなったら専門部会を設置することとなります。

#### ○西岡委員

おそらく、必要性があるという方と疑問に思っている方と双方で意見交換するので、その辺りは審議がずっと平行線になるということが予測できます。

例えば、今まで全国で必要性なしとなった特定最低賃金の専門部会もあります。また全国的にも特定最低賃金を設定しているところは、だんだん少なくなってきています。そのようなところは、どのような基準で判断をされているのですか。

対象雇用適用労働者数が、例えば500人とか1,000人に減少した場合などの人数なのか、ここの審議だけでは判断できなくなっていっているとか、その辺りの基準はどのようなものですか。

#### ○北村賃金室長

様々あると思うのですが、地域別最低賃金がかなり高くなって、その業種の協定で、それ以上の額を決定できない場合もあるでしょうし、おっしゃったように適用労働者

数自体がかなり減ったものや、必要性の審議の中で必要性なしとなってなくなっていくものもあると思います。

#### ○城労働局長

今の質問に若干付け加えさせていただきますと、私が経験した中では、やはり最低賃金額の大幅な引上げによって、労働協約、労使協定で定められた賃金額に近接し、それ以上の金額の引上げが難しく、その結果として飲み込まれるケースにおいては、議論の時に「必要性なし」となるというようなことが見られると感じております。

#### ○甲斐会長

西岡委員がおっしゃるように、毎年、同じ議論をしています。

陶磁器に関して言えば、本当に必要なかどうかという辺りで、私は個人的には伝統産業であるということが大変大きなウエイトを占めると思っているのですが、今、申出いただいた内容とこの資料だけではなかなか判断がつきにくいというところがあると思いますので、やはりどこかで、しっかりと、今後検討していく必要はあると思います。

先ほど西岡委員が言われたように、必要ないというだけの判断をどこの数字で見るのか、どこの状況で見るのかということは非常に重たい判断をしなければならないので、そのようなことを判断する会議とか場を設ける必要はあると思っています。

#### ○松尾委員

先ほど、西岡委員が言われたように、陶磁器の特定最低賃金は長い間プラス1円で結審をしています。これもプラス1円ありきでやっているわけではなく、しっかりと専門部会で審議をした上で、結論を導き出しているということになりますので、ここは必ずしも地域別最低賃金のプラス1円で結審をするという前提でやっていないということだけは理解をしていただければと思います。

やはり地域別最低賃金と特定最低賃金は役割が違うと思いますので、その産業自体の唯一性をどう保っていくか、イコール経済におけるその産業を守るということにも繋がるのではと思いますので、そのような観点を含めて必要性ありということをお願いをしたいと思っています。

#### ○甲斐会長

そうですね。

#### ○福母委員

資料の13ページについてですが、10年間ずっと目安額プラス1円で、結果的に見ると半ば自動的に決まっているような数値になっていますが、影響率見てみると、ここ数年とはいわず、かなり2桁に近いですね。影響率が大きいということで、当該産業における地域別の最低賃金の上がり幅というのがかなり影響を与えているという気がします。

ただ、これは結果論であって、こんな状況だから審議しなくてもいいのではという

議論もあってはいいと思いますが、私は、廃止とか今後の在り方についていろいろ議論するというのもそれはそれで価値があることだと思います。

他県で特定最低賃金が7つもあるところで、適用労働者が少なくなって廃止したりなど、地域別最低賃金に埋没してしまうこともあるのですが、佐賀県は3つしか特定最低賃金がない中、残してきました。先ほどのお話にもあったように、伝統産業ということもあり、過去には使用者委員から是非残してくれという意見もあり、当時、陶磁器産業に関わっていない私からすると非常に違和感を持ったこともありました。しかし、労働者、使用者共に佐賀県における陶磁器というのは、やはりそれなりの一定のプライドや佐賀を代表しているんだという意識をお持ちなのだとこのとき感じました。今後、廃止するにしても、しないにしても、私としては、この陶磁器については議論して考えるぐらいあっていいのではと思っています。

### ○西岡委員

私も議論を否定しているわけではないのですが、近年、最低賃金の上げ幅が大変大きく、製造業の皆様は厳しいという状況に置かれているという話を重々聞きます。1円でも上がるとやはり厳しいという声を踏まえたときに、毎年、何十年もプラス1円で結審して、本当に審議会の必要性があるのか否か、この場で議論する必要があると思っています。去年から言わせていただいておりますが、現状厳しい状況に有田はある中、イメージとか伝統産業だとかそういうので続けましょう、続けませんという、そういう決め方は個人的に違うのではと思います。同じ使用者の福母委員とは違う考え方ですが、きちんと根拠をもって、必要性があるのか否かを判断しないとイケないと思っています。再度申し上げますが、審議自体を否定するものではありません。

### ○甲斐会長

専門部会では、今、西岡委員が言われたような議論を毎年していています。十分、3者が理解をしているところですけども、なかなかこの本審の場で、そういったところまで御意見を伺うというのが少なかったと思いますので、いい機会だったと思います。西岡委員の御意見、それから福母委員の御意見、皆一致しないといけないうわけでもないでしょうから、それぞれの御意見をお伺いすることができて非常によかったと思っています。

その上で、結論を出していく必要がございます。機械、電機及び陶磁器産業につきまして、申出改定の必要性があるか否かということの結論を出したいのですが、それに当たりまして、それぞれ時間が必要でしょうか。

(発言なし)

### ○甲斐会長

それでは、ひとつずつお伺いしたいと思います。

まず、一般機械器具製造業関係につきまして、皆様の御意見では改定の必要性ありと判断させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

**○甲斐会長**

ありがとうございます。それでは、必要性ありということで進めていきたいと思えます。

次に、電気機械器具製造業関係につきまして、特に何か御意見等ございますか。

先ほどの質問等で判断しますと、改定の必要性ありという方向で進めてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

**○甲斐会長**

ありがとうございます。それでは、必要性ありということで進めていきたいと思えます。

それでは、陶磁器・同関連製品製造業関係につきまして意見をお伺いしたいと思えます。これにつきましては、労使双方の御意見を最終的に伺いたいのですが、労働者側の御意見といたしましては、改正決定の必要性ありということです。

使用者側は少し意見が分かれたりしておりますけれども、それを踏まえてどのように判断をさせていただければよろしいでしょうか。必要性ありということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

**○甲斐会長**

いろいろと御意見いただきましたので、また今後に繋げていきたいと思っておりますが、今年度は、必要性ありということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

**○甲斐会長**

はい、ありがとうございます。

それでは、この3つの特定最低賃金につきまして、必要性ありという答申をさせていただきますと思っております。事務局は準備をお願いします。

(答申文(案)配付)

**○甲斐会長**

それでは、事務局から答申文の案を朗読してください。

**○北村賃金室長**

(一般機械器具製造業関係 答申文(案)朗読)

(電気機械器具製造業関係 答申文(案)朗読)

(陶磁器・同関連製品製造業 答申文(案)朗読)

**○甲斐会長**

それでは、ただ今の答申文の案につきまして異議はございませんか。

(異議なし)

**○甲斐会長**

異議がないようですので、案を削除していただき、答申したいと思います。

(答申文を手交)

**○北村賃金室長**

それでは、改正決定の必要ありとの答申をいただきましたので、一般機械器具製造業関係、電気機械器具製造業関係及び陶磁器・同関連製品製造業の3件について、引き続き金額改正にかかる諮問をさせていただきます。

(諮問文(案)配付)

**○甲斐会長**

それでは、諮問文の朗読をお願いいたします。

**○北村賃金室長**

- (一般機械器具製造業関係 諮問文(案)朗読)
- (電気機械器具製造業関係 諮問文(案)朗読)
- (陶磁器・同関連製品製造業 諮問文(案)朗読)

**○甲斐会長**

はい、ありがとうございます。

**○北村賃金室長**

ここで、局長から御挨拶を申し上げます。

**○城労働局長**

本日は御審議をありがとうございました。今日は、2つございました。まず、ひとつ目は8月20日に答申いただきました地賃の答申に対しての異議審ということでございましたけれども、当初のとおり決定することが適当であると答申をいただいたところでございます。本当にありがとうございます。

ただ、それと同時に事務局や各委員から質問もいただきましたので、次年度に向けて、改善すべきところは真摯に改善していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それから2つ目としましては、特定最低賃金に関しましては必要性の有無において、

「必要性あり」ということで決定いただいたところでございます。特定最低賃金は、地域別最低賃金と異なり、その設定趣旨に基づいて議論を深めていただいて、是非、全会一致となるよう御期待申し上げたいと思いますので、是非とも御議論をよろしくお願い申し上げます。

#### ○甲斐会長

ありがとうございました。

ただ今、一般機械器具製造業関係、電気機械器具製造業関係及び陶磁器・同関連製品製造業にかかる最低賃金の改正決定について諮問がございましたので、特定最低賃金の改正決定について審議を行うこととなります。今後の進め方について事務局から説明をお願いいたします。

#### ○北村賃金室長

最低賃金法第 25 条第 2 項には、最低賃金審議会は最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならないと定められておりますので、本日の諮問を受けて専門部会をこの後設置することとなります。

専門部会の委員の人選につきましては、関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員は、候補者の推薦を求めなければならぬとされておりますので、推薦公示を本日から 9 月 19 日までさせていただきます。

なお、公益を代表する委員の人選ですが、事務局としましては、一般機械器具製造業関係は、甲斐委員、松本委員、安永委員、電気機械器具製造業関係は、安徳委員、甲斐委員、早川委員、陶磁器・同関連製品製造業関係は、安徳委員、早川委員、松本委員をお願いしたいと考えておりますが、公益委員の皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

#### ○北村賃金室長

ありがとうございます。

また、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項には、審議会はあらかじめその議決することにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるとされております。従来から、特定最低賃金専門部会におきましては、特定最低賃金につきましては、専門部会委員の全会一致で決議された場合のみ、第 6 条第 5 項の適用をしておりますが、本年度の取り扱いについて御審議いただければと思います。

#### ○甲斐会長

ただ今、事務局から説明がありました点につきまして、第 6 条第 5 項の適用は従来どおりということによろしいでしょうか。

(異議なし)

#### ○甲斐会長

それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。日程が、結構立て込ん

でいますので、各専門部会の委員の皆様は大変かと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、議事次第の(3)その他につきまして事務局から説明をお願いします。

#### ○北村賃金室長

今後の日程などについて御説明いたします。

専門部会の委員の推薦の公示を9月19日まで行いますので、可能な限りで早く推薦していただければ事務局としてありがたいです。

その後、委員が決まりましたら10月から11月初旬にかけて専門部会が開催されるよう日程調整を行いたいと思います。

特定最低賃金については、平成14年の中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度の全員協議会報告の中で、金額審議における全会一致の議決に向けた努力ということで、関係労使のイニシアティブ発揮により、設定されるという特定最低賃金の性格から、特定最低賃金の決定又は改定の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましいとされているところでございますのでよろしくお願いいたします。

先ほど、専門部会の全会一致で議決された場合は、審議会の決議とするとしていただいたところですが、仮に全会一致に至らず、本審を開催することになった場合は、再度日程調整をお願いすることになりますのでよろしくお願いいたします。

#### ○甲斐会長

おおむね10月から11月の初旬にそれぞれの専門部会が開催されることになりますので、ご多忙中とは思いますが、是非、御協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会はこれで終了したいと思います。本日の議事録の署名は労働者側は諸富委員、使用者側は福母委員をお願いします。

本日は、長時間にわたりありがとうございました。お疲れ様でした。

(一同)

お疲れさまでした。

会 長

---

労働者代表委員

---

使用者代表委員

---